

平成21年 6月 1日  
(2009年)

業 者 各 位

和歌山市水道局経理課長

平成21年度入札・契約制度の改正について（通知）

公共工事は市民の貴重な税負担のもとに執行されていることから、市民の理解と信頼を得て進めることが不可欠と考え、「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「不正行為の排除の徹底」、「工事の適正な施工の確保」、「技術と経営に優れた企業づくり」を基本理念に、入札・契約制度の改善に向け、次のとおり改正いたします。

なお、改正の実施は、平成21年6月1日以降の公告されたものといたします。

1 建設工事に係る低入札価格調査基準価格、最低制限価格について

(1) 配水管工事（水道局）について

従来どおりの算定式にて設定します。

(2) 配水管工事（水道局）以外の建設工事について

和歌山市の制度に準じた算定式にて設定します。

2 建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格について

測量関係、土木関係、建築関係など業務ごとに算定式を定めます。

3 前金払制度について

前金払の適用は、契約金額が300万円以上の案件に拡大します。